

函館港緑の島管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市港湾施設管理条例（平成12年3月28日条例第38号）に定めるもののほか、函館港緑の島（以下「緑の島」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(開放期間および開放時間)

第2条 緑の島の開放期間および開放時間は、市長が別に定める。

(使用の制限)

第3条 市長は災害、荒天その他の事情により、事前の告知なく緑の島の使用を制限をすることができる。

(使用の承認)

第4条 緑の島の全部または一部を独占して使用しようとする者は、次の各号に定める期間または期日までに、市長に申請をし、承認を受けなければならない。ただし、市長が特に認める場合にあっては、この限りでない。

(1) 多目的広場のみの使用については、使用日の14日前から前日までの期間。

(2) 1号以外の場合については、使用を開始する日の1か月前まで。

2 市長は前項の承認をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(行為の禁止)

第5条 緑の島の使用にあたっては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、前条の承認に係る行為であって特に市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(1) 樹木を伐採し、または植物を採取すること。

(2) 土地の形質を変更すること。

(3) 火気を使用すること。

(4) はり紙もしくははり札をし、または広告を表示すること。

(5) 指定された以外の場所へ車両を乗り入れ、またはとめること。

- (6) 行商または募金をすること。
- (7) 芝生面においてスパイクシューズなど芝生を損傷するおそれのある靴を使用すること。
- (8) ゴルフ、ホッケー、野球その他一般公衆に危害が及ぶおそれのある行為をすること。
- (9) 犬その他の動物を持ち込むこと。
- (10) 前各号のほか、市長が広場の管理上特に必要があると認めて禁止すること。

(特別設備の制限)

第6条 緑の島の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、緑の島の使用に当たり、特別の設備をしようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(使用目的以外の使用の禁止)

第7条 使用者は、承認を受けた使用目的以外の目的のために広場を使用してはならない。

(使用承認の取消等)

第8条 市長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用の承認を取り消し、または使用を停止し、もしくは使用の条件を変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じても、市長は、その賠償の責を負わない。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 使用承認の条件に違反したとき。
- (3) 使用承認の申請に偽りがあったとき。
- (4) 第3条に基づく使用の制限をしたとき。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか広場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 緑の島多目的広場管理要綱は廃止する。

函館港緑の島管理基準

(開放期間)

1 函館港緑の島管理要綱（以下「要綱」という。）第2条の市長が別に定める開放期間については、1月4日から12月31日までとする。

(開放時間)

2 要綱第2条の市長が別に定める開放時間については、次の各号のとおりとする。

(1) 1月4日から3月31日までおよび10月1日から12月31日までの期間は、午前9時から午後5時までとする。

(2) 4月1日から9月30日までの期間は、午前9時から午後8時までとする。

(承認の申請)

3 要綱第4条第1号に係る承認の申請については、別記第1号様式により申請を受け、承認する場合は別記第2号様式を交付するものとし、同条第2号に係る承認の申請については、港湾施設用地使用許可申請の例によることとする。

(多目的広場の供用区画)

4 多目的広場については、6区画に分けて供用することとし、休日を除く月曜日から金曜日までは、芝生の養生のため、6区画のうちいずれか1区画について、供用を休止するものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、供用を休止する区画あるいは供用する区画数を臨時に変更することができる。

(多目的広場の承認使用に係る時間区分)

5 多目的広場の使用の承認（以下「承認使用」という。）に係る時間区分については、次の各号のとおりとする。

(1) 2の第1号の期間においては、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時までおよび午後3時から午後5時までの4区分とする。

(2) 2の第2号の期間においては、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、および午後5時から午後8時までの5区分とする。

(多目的広場の承認使用に係る制限)

6 承認使用については、1団体1日につき、1区画、1時間区分の使用を原則とし、これにより使用目的を達成することが困難であると認められる場合には、これを超えて使用できるものとする。

(承認の申請の受付け)

7 要綱第3条に定める使用の承認に係る申請の受付けは、閉庁日を除くものとする。ただし、市長が特に認める場合にあっては、この限りでない。